

令和 5 年 5 月 1 日

市内建設工事登録業者 様

直方市長 大 塚 進 弘

## 直方市建設工事に係る指名停止等措置要綱の改正について（お知らせ）

直方市建設工事に係る指名停止等措置要綱の一部を改正いたします。主な改正内容は以下のとおりです。

### 1. 主な改正内容

#### (1) 工事成績の不良による指名停止措置の追加（別表第 1 第 10 項関係）

工事成績評定点が 50 点未満の場合は、下記のとおり指名停止措置を行うこととしました。

指名停止期間運用基準別表第 1 第 10 項参照

評定点	措置内容	措置期間
30 点未満	指名停止	4 か月
30 点以上 35 点未満	指名停止	3 か月
35 点以上 40 点未満	指名停止	2 か月
40 点以上 45 点未満	指名停止	1 か月
45 点以上 50 点未満	文書警告*	—

\*文書警告を受けた後、3 年以内に再び 45 点以上 50 点未満の評定点を取った場合は、1 か月の指名停止措置を行います。

※法令遵守等の考査項目において指名停止措置又は文書警告を受けたことにより点数を減じられた場合は、その減点は考慮しません（2 重の停止措置とならないよう）。

#### (2) 指名回避の取扱い（直方市発注工事に係る業者の選考の運用基準第 3 項関係）

(1) による指名停止措置を受けた後、3 年以内に再び工事成績の不良による指名停止措置を受けた場合は、指名停止期間満了後も指名回避措置となり、改善計画書を提出し市の上承を得るまでは入札に参加することができません。

### 2. 実施時期

令和 5 年 5 月 1 日以降に新たに契約を締結した建設工事から適用します。

改正後の指名停止等措置要綱や運用基準は直方市ホームページに掲載しております。

ホーム >> 産業・事業 >> 入札・契約 >> 指名停止業者の公表

問い合わせ先：直方市 総合政策部 財政課 契約係  
〔TEL 25-2233〕